

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

公益財団法人コーセー小林財団

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人コーセー小林財団（以下「本財団」という。）の定款第17条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、前号に定める役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に定める評議員をいう。
- (5) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益社団・財団認定法」という。）第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。ただし、次号に定める費用を除くものとする。
- (7) 費用とは、定款第17条第2項及び第36条第2項に基づき、職務の遂行に伴い直接発生する交通費、通勤費、旅費（日当及び宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬等は年額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第17条第1項に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本財団の常勤役員の報酬は別表第1に定める限度額の範囲内とする。

- 2 前項に定める常勤役員に対する報酬の額は、理事会の決議により定めるものとする。
- 3 非常勤役員に対する報酬等は、別表第2に定めるところによる。
- 4 常勤役員に対する退職手当は、別表第3に定めるところによる。
- 5 前項の退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。なお、別表3の支給率については、理事会の決議により定めるものとする。
- 6 評議員の報酬等は、別表第4に定めるところによる。

(報酬等の支給日)

第5条 報酬等は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。ただし、非常勤役員及び評議員に対する報酬等にあつては、理事会出席等、必要の都度支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、実費精算で通勤費を支給することができる。

(支給の制限)

第8条 本財団は、役員等に対し、この規程に定めない賞与及びその他の手当では支給しない。

(費用)

第9条 本財団は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものと認められる費用についてはあらかじめ概算支払いによることができるものとする。

- 2 前項の費用のうち、会議出席のための交通費については別表第5に定め、その他については別に定める。

(公 表)

第10条 本財団は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めることができる。

附 則

この規程は、公益財団法人コーセー小林財団の設立の登記の日から施行する。

1. 平成25年6月14日改正（別表3の算式の一部）
2. 令和3年6月18日に改正（別表第2第1項及び別表第4の一部）し、令和3年4月1日から適用する。
3. 令和6年6月14日改正（別表第2第1項及び別表第4の一部）
4. 令和8年4月1日改正（合併に伴う定款変更に対応する部分）

別表第1 常勤役員の報酬の限度額

年間報酬総額は、650万円までの範囲内

別表第2 非常勤役員の報酬等

- 1 理事会出席等の都度、報酬として一人一律30,000円/日（源泉所得税控除後の金額）とする。ただし、同一の日に理事会と評議員会が開催され、それぞれに出席した場合も、30,000円/日（源泉所得税控除後の金額）とする。なお、ここで理事会出席等とはリモート会議及び書面実施の場合、並びに財団が出席を求めた行事への出席を含むものとする。
- 2 監事監査（行政庁の立入り検査を含む。）及びこれに立ち会った場合の都度、報酬として一人一律30,000円/日（源泉所得税控除後の金額）とする。
- 3 決算会計監査を行った場合は、報酬として一人一律30,000円/日（源泉所得税控除後の金額）とする。

別表第3 常勤役員退職手当の算出要領

年間報酬総額÷12×在職年数×支給率（1を超えない数）

別表第4 評議員の報酬等

評議員会出席の都度、報酬として一人一律30,000円/日（源泉所得税

控除後の金額)とする。なお、ここで評議員会出席とはリモート会議及び書面実施の場合、並びに財団が出席を求めた行事への出席を含むものとする。

別表第5 会議出席毎に5,000円とし、5,000円を超える場合には実費精算とする。